

学校保健

茨城県学校保健会

第 66 巻

令和4年12月1日発行



コロナ禍における学校環境衛生検査と 薬局における新型コロナ無料検査について

茨城県学校保健会副会長 横濱 明

児童・生徒の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るためには、健康的で快適な環境が整えられていなければならないことは、ご存じのとおりです。学校保健安全法でも、「文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」とし、施行規則では基準に基づいた定期検査や臨時検査の実施が明記されています。

これまで学校薬剤師は、教室等が適切な学習環境に保たれているか、温度、湿度、気流、照度、二酸化炭素濃度、一酸化炭素濃度などについて定期的に測定して確認してきました。しかし、新型コロナウイルスの流行が感染者の飛沫やエアロゾルで拡大することが分かってくると、マスク着用や消毒とともに換気の重要性がクローズアップされました。感染が拡大して間もない令和2年3月に発出された文科省通知の換気に関する記述には、「換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談してください。」と明記され、多くの学校薬剤師が学校へのアドバイスや臨時検査を実施したところでした。同じころ日本薬剤師会からは、学校環境衛生基準では二酸化炭素濃度が1500ppm以下とされているが、建築物環境衛生管理基準では1000ppm以下となっていることから、学校においても二酸化炭素濃度を1000ppm以下となるよう推奨しました。このようなことから、臨時検査や教室や建物毎に換気の方法を検討する必要が出てきたため、多くの学校薬剤師が養護教諭等と一緒に換気方法について改めて検討したと伺っています。

また、消毒に関してですが、今でこそ感染拡大の要因の多くは飛沫やエアロゾルで、接触感染は主ではないことがわかっていますが、学校の一斉休校が行われていたところは接触感染防止のため、ドアノブや机、椅子など手で触れるあらゆるところの消毒が行われ、学校の先生方は大変な作業を強いられていました。また、一部の自治

体では、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム不足を背景に、次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水を同じようなものと勘違いしていたり、根拠が不明確な二酸化炭素で空間除菌をしたりと、混乱がありました。このような時にこそ薬剤師の適切なアドバイスが必要と、強く感じたところです。

一方、感染拡大が止まらない令和3年12月末には、PCR検査、抗原検査を薬局等で無料で実施する「ワクチン・検査パッケージ等に係る検査無料化事業」がスタートしました。スタート当初は、飲食や旅行等のイベントに参加する方を対象としていましたが、令和4年1月初旬には感染不安があればだれでも無料で検査できるよう範囲が拡大したため、検査を実施する薬局には、連日多くの県民が検査を受けに来られていました。令和4年3月末までに、385軒の薬局等で8万2千件の検査が実施され、学校での行事参加や部活動などにも広く活用されたと聞いております。

現時点では、第7波の収束や感染者の全数把握の終了など、落ち着きを見せていますが、私たちは、この新型コロナウイルスのパンデミックを教訓に、次の新興・再興感染症に備える必要があります。私見ですが、今回の教訓として大切なのは、情報のアップデートと感染防止対策に優先順位を付けることだと思っています。前段の消毒に関して新型コロナの特性がまだよくわかっていない時には、飛沫感染と接触感染の両方の対策が推奨されていましたが、特徴がわかってくるにつれて飛沫・エアロゾルでの感染が多く、それに比べると接触感染リスクは低いことが明らかになってきました。このように情報がアップデートされた時は、マスク着用や換気対策を優先し、余裕があれば身の回りの物の消毒をするという優先順位を付けた対策が必要なのだと思います。人が安心や安全を求めるのは自然な欲求ですが、ゼロリスクを求めてすべての感染防止対策を実施しても、結局ゼロリスクは達成できないことを認識して対応する必要があるのだと思います。

(茨城県薬剤師会会長)

令和4年度 茨城県学校保健会評議員会(総会)

令和4年度茨城県学校保健会評議員会(総会)が、6月23日(木)に茨城県メディカルセンター内茨城県医師会会議室に於いて、出席者(評議員・役員)43名で開催されました。

- 1 開会のことば 松崎 信夫 副会長
- 2 会長あいさつ 鈴木 邦彦 会長
- 3 来賓あいさつ 県教育庁学校教育部保健体育課
清水 秀一 課長

4 報告及び協議

- (1)令和3年度事業並びに決算報告について
- (2)会計監査報告
- (3)役員改選について

- | | | | |
|-------|-------|--------------|----|
| 会 長 | 鈴木 邦彦 | (県医師会長) | |
| 副 会 長 | 大場 正二 | (県医師会副会長) | 新任 |
| | 榊 正幸 | (県歯科医師会長) | |
| | 横濱 明 | (県薬剤師会長) | |
| | 高村 祐一 | (県高等学校長協会会長) | 新任 |
| | 内田 和子 | (県学校長会長) | 新任 |
| 監 事 | 梅里 義博 | (県医師会) | |
| | 鶴屋 誠人 | (県歯科医師会) | |
| | 本多美知子 | (県薬剤師会) | |
| | 千ヶ崎高志 | (県学校長会) | |

(4)退会役員感謝状贈呈(敬称略)

- | | |
|-------|-------|
| 副 会 長 | 石井 純一 |
| | 大塚 昌弘 |
| 常任理事 | 坏 正紀 |
| | 國府田 稔 |
| | 砂田 和広 |
| | 芦間登己司 |
| | 高畑 雅子 |
| | 西野 保 |
| | 秋山 克巳 |

(5)令和4年度事業計画(案)並びに予算(案)

(6)その他

議事の一切は、全員一致で承認されました。



5 その他

- 保健体育課からの行政説明
講師 県教育庁学校教育部保健体育課
健康教育推進室 高橋 清 室長

6 閉会のことば 高村 祐一 副会長

本年度の主な事業

- 1 研修事業
 - ・職域部会研修会・講習会 各部会で実施
- 2 各種委員会
 - ・会報編集委員会
 - ・尿・心臓検診結果検討委員会
 - ・保健統計作成検討委員会
 - ・生活習慣病予防対策委員会
 - ・ほう賞選考委員会
 - ・医薬品及び資材審査委員会
 - ・「全国健康づくり推進学校表彰」推薦委員会
- 3 各種大会
 - ・第73回関東甲信越静学校保健大会
8月4日(木) 神奈川県横浜市
オンライン開催
 - ・令和4年度全国学校保健・安全研究大会
11月10日(木)～11日(金) 岩手県盛岡市
 - ・日本学校保健会事業報告会
2月予定 東京都港区
- 4 その他
 - ・茨城県学校保健・学校安全表彰式
(県教育委員会と共催) 2月予定 県庁

教育行政

健康教育の充実に向けて

茨城県教育庁学校教育部保健体育課長 清水 秀一



茨城県学校保健会の皆様には、日頃より本県教育の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、学校においては、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響が未だに続いておりますが、児童生徒の心身の健康を第一に考え、細心の注意を払いながら日常における指導を行っていただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るためには、規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、日常的に起こる健康課題やストレスに適切に対処できる力など、自らの心身の健康の保持増進を図るために必要な知識・技能を身に付けることが必要です。

そのような力を児童生徒が身に付けることができるよう、本県では、多くの健康教育の取組を行っています。

具体的な例としては、外部講師を招いた「薬物乱用防止教室」や「性に関する講演会」、「がん教育」の実施です。警察官や薬剤師、医師等を学校現場に招き、それぞれの学校の児童生徒の実態に合わせた講演内容で、学校行事

や保健体育の時間を活用して実施しています。また、各学校の保健教育の担当者向けの研修会も毎年実施しており、教員の資質向上にも取り組んでいます。

特に、「がん教育」につきましては、平成27年12月に「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」が施行されたことを受け、児童生徒が、がんに関する正しい知識を習得したり、がん患者に対する理解を深めたりする教育を学校において推進しています。

県では、学校での授業が充実するために、がんに関するリーフレットや教師用指導資料、先生方がすぐに使えるスライド教材や中学生用ワークシートの作成を行い、いつでも活用していただけるように準備をしてきました。

また、がん経験者や医師等を外部講師として各学校に派遣したり、教員を対象としたがん教育指導者研修会を開催するなど、学校におけるがん教育を推進しており、今後も一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

県教育委員会としましては、こうしたがん教育をはじめとした取組を通して、健康教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。引き続き、皆様の御支援と御協力をお願いいたします。

すまいる

食事後（給食後）の歯みがきについて

茨城県学校保健会 評議員 関根 靖浩

これまで保育所・幼稚園、学校では昼食後にはなるべく早く歯みがきをしてから遊びましょうと指導してきています。その理由としては、むし菌をつくる細菌が多量に含まれる歯垢（プラーク）と食後口の中に残留する糖質を早く取り除くためだからです。

ところが、最近になって、食後すぐに歯をみがくと、あたかも歯が溶けてしまうというような報道が新聞やテレビで伝えられたため、現場がやや混乱しているようです。

これらの報道のもととなったのは、実験的に酸性炭酸飲料に歯の象牙質の試験片を90秒間浸した後、口の中にもどして、その後の歯みがき開始時間の違いによる酸の浸透を調べた論文で、むし菌とは異なる「酸蝕症」の実験による見解なのです。

実際の人の口の中では、歯の表面は上記の実験で用いられた象牙質ではなく、酸に対する抵抗性がより高いエナメル質によって被われています。したがって、このような酸性飲料を飲んだとしても、エナメル質への酸の浸

透は象牙質よりずっと少なく、さらに唾液が潤っている歯の表面は酸を中和する働きがあり、酸性飲料の頻繁な摂取がないかぎり、すぐには歯が溶けないように防御機能が働いています。つまり、一般的な食事ではこのような酸蝕症は起こりにくいと考えられます。

小児における歯みがきの目的は、歯垢の除去、すなわち酸を産生する細菌を取り除くとともに、その原料となる糖質を取り除くことです。歯みがきをしないままですと、歯垢中の細菌によって糖質が分解され酸が産生されて、歯が溶けだす脱灰が始まります。このように、歯垢中の細菌がつくる酸が歯を脱灰してできるむし菌と、酸性の飲食物が直接歯を溶かす酸蝕症とは成り立ちが違うものなのです。

結論としては、通常の食事の時は早めに歯みがきをして歯垢とその中の細菌を取り除いて脱灰を防ぐことの方が重要です。

(参考文献：公益財団法人日本小児科学会)
(茨城県歯科医師会 学校歯科委員)



〈今、子どもたちは〉

コロナ禍から気づかされたこと

茨城大学教育学部 教授 生越 達

コロナ禍は私たちに何をもたらしたのでしょうか。2022年10月段階で、まだ私たちはコロナを克服したとは言えない状況ですが、それでも再確認できたことがたくさんあるようにも思います。拙論では、そうしたことの幾つかについて考えてみたいと思います。

第一に、生活を見直す眼差しを持つことができたということがあります。学校生活は子どもたちにリズムを与えるという役割を果たしていました。コロナ禍のもとで登校できなくなると、子どもたちの生活リズムは崩れ、彼らは心身に不調を感じるようになりました。イライラしたり、不安になったりするようになったのです。ゲームやユーチューブへの依存が進むということも生まれました。

学校が学習の場としてだけでなく、生活の場としても重要な意味を持っていることがわかったのです。令和3年1月に出された中教審答申『「令和の日本型学校教育」の構築をめざして』では、居場所としての学校ということが提起されていますが、現実、どのようにして子どもたちにとって学校が居場所になりうるのかが問われたと考えることができるでしょう。今後の学校の課題だと思います。

また、社会が家庭をどのように支えていったらいいのか、学校はその際どのような役割を果たしたらいいのかということも宿題として与えられたと考えることもできるでしょう。子育ては家庭だけに任せられるのではなく、学校や社会も担う「共同養育」であるべきで、そのために、学校や社会がどのように家庭を支援していくべきなのかが問われているのだと思います。

第二に、ICT教育の功罪が明らかになったということがあります。先生方は大変だったことでしょうが、コロナ禍によって教育のICT化は急激に進みました。ICTを活用した授業の可能性が広がり

ました。今日の学びにとっては体験や対話は重要ですが、ICTは新しい学びに道を開いてくれたように思います。

また、リモート授業の目途が立ったことは、今後学びの機会が十分に与えられているとは限らない不登校等の子どもたちの学習の権利を確保する方法の探索へとつながっていくはずですが。そうした試みを始める市町村も出てきています。

だが、同時に、スクールカウンセラーをしていて出会ったのは、眼差しを通い合わせるのでできないリモート授業のなかで不安になってしまう子どもたちでした。スクリーンを通して限定的にしか与えられない情報に気持ちが不安定になってしまう子どもたちが存在したのです。私たちは、授業における身体性のもつ意味や眼差し合う対面授業の大切さに気づく機会を与えられたのです。

第三に、コロナ禍は、人間にとって根本的に大切なことを教えてくれたように思います。コロナ禍により人とつながることが難しい状況のなかで、孤独に陥った私たちは、逆にどんなに他者との「つながり」、そして世界との「つながり」が大切な意味を持っているのかを思い知らされたように思うのです。忘れていたことに気づかされたのです。

そして同時に、この「つながり」を作り出していくことが、どんなに難しいかも学びました。家庭における虐待が増え、そしてこうした家庭を支援できない現代社会の脆さも経験することになりました。つまり、コロナ禍は現代社会の課題を私たちに突きつけているのです。

この社会には、相互に眼差し合うこと、そして触れ合うことが必要であるのに、現実の社会はそれができない仕組みに支配されてしまっていることに気づいたのです。コロナ禍は、「つながり」の欠如という、社会に進行していたバラバラな人間たちを可視化し

てくれました。

私たちは「つながり」を育んでいく必要があります。それでは、この「つながり」の形成に対して、学校は何ができるのでしょうか。その際の養護教諭の役割はどのようなものなのでしょうか。

学校を「つながり」の場にするために、求められるのは個人の欲望や勝ち負けではなく、対話を中心に置くことだと思います。

唐突ですが、統合失調症の治療としてオープンダイアログという方法があります。フィンランドで始まった治療法ですが、薬に頼らず、治療者チームと患者、家族や患者にとって重要な意味をもつ他者

が対話続けることにより、入院することなく社会生活ができるようになるという治療法です。この対話のキー概念は、対等性と異質性です。

オープンダイアログはイタリアなどで教育にも応用されているようですが、学校を対話の場にすることが学校に「つながり」を作り出すことにつながっているように思います。

そして養護教諭は、そのためのキーパーソンなのだと思います。養護教諭の専門性として「聴くこと」があると思いますが、対話の根底にあるのは「聴くこと」であり、「聴くこと」は「つながる」ことだからです。

処方箋

学校薬剤師の職務と新型コロナウイルス感染の対策

茨城県学校保健会 監事 本多 美知子

児童生徒等の健康保持増進及び学習環境向上のために、大学以外のすべての学校と認定こども園に、薬剤師を置くことが「学校保健安全法」に定められており、各学校で活動しています。

<保健管理>として、学校の環境を衛生的に保持し、必要に応じて改善を図るため、学校環境衛生基準に従って、水質、照度、空気、給食等の検査をし、指導助言を行います。

<保健教育>として、薬物乱用防止教育や医薬品教育等を子供たちの発達段階に応じて実施をする時、授業の参加や協力をしています。その為の講演会・研修会を茨城県薬剤師会等で年数回開催しています。新型コロナウイルス蔓延防止のため、換気がとても重要です。CO₂濃度が1,500ppm以下の基準ですが、「建築物環境衛生管理基準」は1,000ppm以下と差があります。これは、CO₂濃度1,500ppmより出来る限り1,000ppm相当の換気が望ましいと解釈して、換気に心がけてほしいです。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月に中国武漢で報告されて以来、全世界で感染が拡大し、3年が経った現在も、オミクロン変異株BA.5により感染が拡大し、第8波に突入する事態となっています。

対応は、感染予防と重症化阻止が最も大切です。

I) 感染予防対策をする。

①マスクは不織布マスクが一番良い。(咳やくしゃみだけでなく、会話から生じるマイクロ飛沫などが関与しているため) ②手指は流水でしっかり洗う又は、アルコール消毒をする。③距離を保つ。(1m～2m離れる。) ④三密<密閉、密集、密接>をさける。⑤換気は、対角線に教室の4隅を開放する。休み時間毎の換気を心がける等。

II) コロナワクチンを接種する。

3回目のワクチン接種で、罹患しても、ウイルス量がかなり減ります。又重症化を防ぐ効果は92%あるそうです。

III) 抗ウイルス経口薬が開発される。

今まで国の管理のもと、一部の医療機関で処方・投薬されていましたが、今年9月16日より、保険適用になりました。

感染症は社会の病気です。社会全体で取り組まなければなりません。すべての人がうつる可能性のある疾患です。罹患しないために、学校薬剤師は、教育・啓発活動にもお役に立ちたいと思っています。

(茨城県薬剤師会 監事)
(水戸学校薬剤師会 会長)

令和4年度 全国学校保健・安全研究大会参加報告

小美玉市立小川南小学校 養護教諭 橋本 仁美

11月10日・11日の2日間、岩手県盛岡市において、令和4年度全国保健・安全研究大会が開催された。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ハイブリット方式（参集参加とライブ・配信参加）で開催され、「生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進～多様化する健康課題の解決に向けて主体的に取り組む子供の育成～」を主題に、表彰式、記念講演、課題別研究協議会が行われた。

記念講演では、「災害などで傷ついた子どもの回復支援と心の健康教育」という演題で、兵庫県立大学大学院特任教授の冨永良樹先生より、系統的な防災教育と心の健康教育の重要性についてお話をいただいた。特に、東日本大震災後に岩手県教育委員会が実施した防災教育と心のサポートのための取組は、非常に関心深かった。ストレスアンケートは、心理教育とストレスマネジメント教育とセットで行わなければ、児童生徒に二次被害を与える恐れがあることを知った。児童生徒に、自分の心の状態を捉え、落ち着いて合理的な対処の仕方を探す習慣を身につけさせる手段として、防災教育と心のサポートをセットで実施することの必要性と、その重要性について理解が深まった。

課題別研究協議会では、10の課題に分かれて研究協議が行われ、私は保健管理と心の健康の研究協議会に参加した。

保健管理では、「生涯を通じて健康の保持増進を目指す学校、家庭及び地域との連携を図った保健管理の進め方」について、心の健康では、「豊かな人間性と社会性を育み、心の健康の保持増進を目指す教育の進め方」について実践発表があった。健康診断を学びの機会と捉え、自治体や担任と連携した事前事後指導の工夫や教科横断的な保健指導の実際、特別支援学校における個々の特性に配慮した災害時の保健管理の取組、感染症対策と学校教育活動の両立を目指した活動と、家庭やスクールカウンセラーと連携した心の健康管理などが紹介され、大変勉強になった。いずれの学校でも、児童生徒の健康課題を関係者全員で共通理解し、その解決に向けて取り組まれている様子がうかがえた。

近年の社会環境や生活様式の急激な変化により、児童生徒等は複雑・多様化した健康課題に直面している。目の前の子供たちに、養護教諭として自分ができることは何か、改めて考えさせられる2日間であった。



文部科学大臣賞受賞おめでとうございます

本県から次の方々が文部科学大臣賞を受賞されました。

◎学校保健及び学校安全表彰

(個人)



牛久市立向台小学校
学校医

園部 昌彦 氏

(学校)

(学校保健の部)

潮来市立日の出小学校



日立市立台原中学校
学校医

内藤 昌三 氏

(学校安全の部)

稲敷市立江戸崎小学校

那珂市立瓜連小学校



水戸市立吉沢小学校
学校歯科医

岡野 房子 氏

(学校安全ボランティア)

内原地区自警団「グリーンパトロール隊」

(水戸市)



潮来市立潮来小学校
学校薬剤師

松崎 弘起 氏

研究室 主体的に健康で安全に生活する態度を身に付ける児童の育成 —児童が「分かった」を実感できる指導の工夫を通して—

稲敷市立江戸崎小学校 校長 根本 千勝

1 学校紹介

本校は、稲敷市の中心部に位置し、児童数303名、教職員数37名の中規模校である。来年度は、創立150周年を迎える。平成28年度に3つの小学校が統合したため、学区が広がり約半数の児童が公共のバスで登下校している。

学校教育目標の具現化を目指し、平成29年度から、関係機関と連携しながら、学校・家庭・地域が一体となり、保健・安全教育を推進している。

2 具体的な取組

児童の健康や安全に関する資質や能力を育成するためには、体育科、特別活動、総合的な学習の時間などの特質に応じ、教科横断的な指導を行うことで、より効果が期待できると考え、次の4教科領域等から、保健・安全教育を展開した。

(1) 3年生から6年生までの教科

「体育科」の保健領域 ～6年「病気の予防」～
歯科検診実施後に、自分の歯科検診の結果を見ながら、歯の病気にはむし歯以外もあることや、歯周病予防のブラッシング方法を理解することを目標に実践した。授業は担任と養護教諭によるティームティーチングで行った。更に歯科衛生士をお招きし、ブラッシング指導をしていただいた。本校では低学年から、給食後の歯磨き指導や染め出しによるブラッシング指導を行っているが、本授業を通して、病気を意識した歯磨きへと繋げることができた。



歯科衛生士による指導

(2) 1年生から6年生までの特別活動（学級活動における保健・安全領域）

～1年「あんぜんにあるこう！」～

本校児童の通学の実態から、見通しの悪い場所から出る時に気を付けることを、模擬体験を通して実感できるようにした。

模擬体験を取り入れたり、スクールサポーターから



ヒヤリハットの模擬体験

の助言を聞いたりすることで、人や環境に係る様々な危険要因があることに気づき、回避する方法を考えることができた。

(3) 3年生から6年生までの総合的な学習の時間 ～5年「江小安全マップをつくろう」～

交通事故防止や犯罪被害防止の視点から、実際の通学路における安全マップを作成した。フィールドワークによる調査後、安全マップの作成を班ごとに行い、完成報告会を行った。作成の最終段階で、茨城県警からゲストティーチャーをお招きし、助言をいただくことで、自信をもてる安全マップを作成することができた。完成した安全マップは、北校舎（1組）と南校舎（2組）に掲示し全校で共有している。



安全マップの仕上げの様子

(4) 学校行事（避難訓練など）～下校時避難訓練～

P T A役員や、民生委員、区長の方々の協力のもと、下校時に大きな地震が発生した場合の避難の仕方・身の守り方について訓練を行った。

訓練は、班長が中心となり身の守り方を下級生に教え、避難場所まで連れていくことが目的である。避難場所では、地域の方々に避難時に気を付けることや地域の危険な場所について話していただいた。



地域の方の話を聞く様子

3 成果と課題

- ・ 児童は校内における生活安全や災害安全に関する意識が高まり、実践力が身に付いてきたが、校外での交通安全には個人差が見られるため、体験学習などを取り入れた継続的な指導が必要である。
- ・ 児童が実践に結びつく保健・安全に関する知識を深めるために、教科等横断的な学習計画は有効だった。効果的な活用のために、定期的な学校保健計画や学校安全計画の見直しが必要である。

（文責 教頭 浅野 規子）

研究室

9年間を見通した食と歯・口の健康づくり

～自らの健康に気づき、考え、実践できる生徒の育成を目指して～

大洗町立南中学校 校長 寺門 剛美

1 学校紹介

本校は、眼下に太平洋を臨む高台にある、生徒数109名の小規模校である。平成28年に同敷地内に南小学校が開校し、小中併設型の連携しやすい環境となっている。また、教科ごとに移動して授業を受ける、教科教室型システムを活用した教育を行っており、その中で南中の3つの宝「時・礼・美」を大切にしながら、生徒の自主・自律の育成に努めている。

2 具体的な取組

(1) 生徒の実態

歯科健康診断の結果から、永久歯のう歯罹患率は低いものの、全体の約3割の生徒が歯肉炎と診断され、県の平均値を上回っている。

(2) 9年間を見通した歯科保健教育と食育

小中の9年間を通して、各校の養護教諭と中学校の栄養教諭が連携し、歯科保健教育と食育を推進している。小中学校では、全学年の学級活動、中学校では給食の時間や昼休みを活用し、継続的に取り組んでいる。

① ほっとスポットタイム

ほっとスポットタイムでは、全学年を対象に、給食の時間に、下記の内容で歯と食に関する講話を養護教諭と栄養教諭で実施している。

指導内容

- 1年生 かむことの大切さ 朝食の秘密
2年生 免疫力を高める生活 食べ方で強くなる
3年生 がんばれ受験生（食事編・生活編）

さらに、給食終了後、少人数グループに分けて、歯垢の染め出しとブラッシング指導を実施している。歯科健康診断結果と歯垢の染め出し結果から、自身の口腔の状況を振り返り、自分の歯並びに合ったブラッシング法を考えることができるように指導している。毎学年継続して実施し、学年が上がるに連れて磨き残しが少なくなるよう取り組んでいる。



ほっとスポットタイムの様子

② セイフティーサマースクール

セイフティーサマースクール「夏休み健康教室」は、1・2年生対象に部活動毎の班編制で実施している。令和2年度は学校歯科医による噛む

ことの大切さについての講話と、栄養教諭の指導による噛みごたえのある食材を使った「カムカム丼」の調理実習、令和3年度は管理栄養士による熱中症予防の講話と、経口補水液づくりを実施した。今年度は野菜摂取による健全な食生活の普及・定着を進めるための実習



野菜セミナーの様子

「野菜セミナー」を実施した。

③ 歯科衛生士による歯科保健指導の実施

町のこども課と連携して歯科衛生士を招き、専門的な立場からの講話をいただき、ブラッシング指導を1学年に実施している。

④ 小中合同拡大中学校保健委員会

平成28年度から、2・3学期の学校保健委員会を小中合同で開催している。令和元・2年度の南小中合同拡大中学校保健委員会では、中川学園調理技術専門学校の中川一恵先生を招き、令和元年度は「咀嚼」、令和2年度は「カルシウム」をテーマに講演していただいた。その後、中川先生が用意してくださった、テーマに沿った料理を試食した。切り方や素材の大きさに噛みごたえが変わることが分かり、家庭でも実践したいという感想が多くみられた。



講演をする中川一恵先生

3 成果と課題

小中連携で歯科と食育を中心とした保健教育を始めてから5年が経過した。給食後の歯磨きの様子から、3分間でいねいに歯を磨く生徒は増えてきた。しかし、令和2・3年度の歯科健康診断結果では、歯肉炎の生徒が増加した。新型コロナウイルス感染症による休校等の影響が考えられる。感染症の予防に留意し、指導を継続したところ、令和4年度の歯科健康診断結果は改善傾向にある。このことから、今後も小中連携した食と歯・口の健康づくりを推進していきたい。

(文責 養護教諭 追田 祐子)

学校現場から

～届く言葉で！～

笠間市教育委員会 スクールソーシャルワーカー 福島 恵美

こんにちは。

みなさんの学校には、スクールソーシャルワーカー(SSWr)が、派遣または配置されていますでしょうか。

SSWrは、「チーム学校」の福祉分野を担っており、活用する学校も年々増えています。

今日は、日頃、私が仕事をする上で大事にしていることについてお伝えしようと思います。いくつかあるのですが、「届く言葉で！」というワードを常に頭の隅に置いています。

SSWrは、児童生徒はもちろん、ご家族や先生方、各関係機関職員等、たくさんの人に会います。制度やサービスの説明はもちろん、SSWrのこと、SSWrのできることや取り組もうとしていること等をできるだけご理解いただけるようお伝えするようにしています。言葉を簡略化したり、図で示したり、訛りをうまく活用したり…

と、伝える相手に「届く言葉で」対応しています。

また、SSWrは「代弁者」としての役割も担います。児童生徒やご家族の意向や思いを聞き取り、関係する方々にも正確に伝わるよう、そして、それが支援に活かされるように気をつけています。そうした事の積み重ねで、互いの誤解や偏見を解くきっかけになることもあります。さらには、機関や施設等も支援の意図や目的を共有することで、快く協力していただきます。

児童生徒に携わっている方々の最大の目的は「児童生徒の幸福」だと思います。アプローチの違いがあれども、私も、他のSSWrも同様です。この目的達成のため、これからも「届く言葉で！」を意識して務めていきたいと思っています。

今後も、先生方にはいろいろな場面でお世話になりますが、どうぞよろしくお願いします。

きらり

「学校給食日本一」となって

ひたちなか市立美乃浜学園 栄養教諭 保立 貴博

昨年、「第16回全国学校給食甲子園」で応募数1,355校の中から4度の書類審査を経て、決勝大会で本校が優勝し、茨城県勢として初優勝を飾ることができました。本大会は1年に一度、全国の栄養教諭等が地域で生産される様々な地場産物を活用し、独自の工夫で栄養価の高い給食を競う大会です。本来は調理実技審査や模擬食育授業がありますが、新型コロナウイルス感染予防のためオンラインで行われました。今回、献立の食材に多くの県内産の食材を使用したことや、献立で使用した地域の食材「干しいも」や「バインベリー（いちご）」、「海産物」について、給食の食材生産者と連携した食育などが評価されて選ばれました。

受賞後は、NHK総合テレビ「サラメシ」をはじめ、新聞、ラジオ、インターネット記事への掲載など様々なメディアで全国に本校や給食と食育の取組を知っていただくことができました。更には、台湾の食育協会の方の目にも止まり、実際に来日されて給食を試食していただきました。その後、関わりがもてたことで「日本・韓国・台湾の交流食育セミナー」

において、本校の取組をオンラインで講演させていただきました。そこでは、日本の学校給食が世界的に見て栄養バランスや食育が素晴らしいものだと認められていることが分かりました。

また、子供たちの地場産物の認知度が向上し、家庭科での献立作成や社会科での地産地消の学習、総合的な学習の時間で地域の特産物を広めるYouTubeを作成し、配信するなど、様々な場面で子供たちが学んだ知識を生かしている様子が見られました。また、今年度は家庭や地域と連携した食育ができるように、PTAと自治会の協力のもと、全学年の保護者、学区の地域住民を対象に給食試食会を行っています。感染症対策を行いながら、実際に学校給食を味わってもらい、食育の講話を通して望ましい食生活について理解を深めていただいています。

今後も栄養教諭として、全国に誇る茨城県のおいしい食材を生かした献立を作成し、茨城のよさを実感し、ふるさとを誇りに思い、生涯にわたって食生活を自己管理できる子供たちを育成していきたいです。

法律と学校保健

Vol. 9

定期健康診断

定期健康診断は、どうして行うの？



学校教育法第12条に「学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。」とされています。

さらに、学校保健安全法で、児童生徒等の定期健康診断及び臨時健康診断については、実施の主体は学校と定められています。

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。
第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

※ 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）

実施の時期や項目、事後措置については？



定期健康診断の時期、検査項目、事後措置については、学校保健安全法施行規則に定められています。

(時期)

第五条 法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

(検査の項目)

第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 一 身長及び体重 | 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| 二 栄養状態 | 八 結核の有無 |
| 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 | 九 心臓の疾病及び異常の有無 |
| 四 視力及び聴力 | 十 尿 |
| 五 眼の疾病及び異常の有無 | 十一 その他の疾病及び異常の有無 |
| 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 | |

(事後措置)

第九条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、二十一日以内はその結果を幼児、児童又は生徒にあっては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者に、学生にあっては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。（以下省略）

※ 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）

第73回関東甲信越静学校保健大会参加報告

茨城県立水戸桜ノ牧高等学校常北校 養護教諭 西田 晃代

令和4年8月4日、横浜市において「新しい生活様式を経験して考える不易流行の健康教育」を主題に、第73回関東甲信越静学校保健大会が開催されました。前年度に引き続き、今大会もZoomによるオンライン開催（ライブ配信）となり、本県からは47名の学校保健関係者が参加しました。

大会では特別講演・班別協議会が行われ、特別講演においては「心と体を育む食育～今、そして10年先の健康のために～」という演題で、管理栄養士の塚本万智先生（株式会社ABC Cooking Studio）よりお話をいただきました。食育における最近の動向や、幼児期・学童期に必要な栄養素、行動変容を促すための意識付け等の話題を通じて、健康づくりを推進するためのポイントは、日々の食事と知識を関連付ける作業の積み重ねにあること、そして、家庭で食育を持続できるような発信力が学校に求められていることを再認識しました。

班別研究協議会では①学校経営と学校保健②健康教育③いのちの教育（性に関する指導・がん教育）④学校歯科保健⑤学校環境衛生と安全教育の5つの班に分かれ、

各班から提案された2つの実践について、協議が行われました。

③いのちの教育班では、「PTAと連携した人権としての性教育」について提案がありました。多様性の視点に立ち、生徒や保護者の意見を丁寧に取り扱いながら展開していく授業は、事後指導も含め生徒の人権に配慮された内容でした。また、「学校教育活動全体を通じたがん教育の在り方」は、専門家による講演会の効果・関連教科の取組・学校からの情報発信等、具体的に実践していく上で参考となる提案でした。協議会は、オンラインでありながらも活発な意見交換がなされ、大変充実した時間となりました。

次年度は、埼玉県にて4年ぶりの対面による集合形式の大会が企画されています。オンライン研修と対面による研修、いずれにも良さがあることを体感したこの3年ですが、どのような現状下にあっても、最適な研修環境を提供していただけることに感謝しながら、得た学びを日々の執務に活かしていきたいと思っております。

保健室

いくつになっても初めてはドキドキ

茨城県立下館第一高等学校・附属中学校 養護教諭 比氣 育子

青天の霹靂とはこういうことかと、養護教諭の20年を超える職歴でも数少ない衝撃的なニュースとして、勤務校に附属中が開設される話を聞きました。

しかも、準備期間は1年と少し。説明会、入試、入学式と、あっという間に過ぎ、中学生が保健室に来室するようになりました。

最初の2年間は、1人で中学生と高校生両方に対応しなければなりませんでした。

小学校、中学校にご勤務なさっている方には笑われてしまいそうですが、問診などが強い口調で泣かせてしまわないよう、自分なりに細心の注意を払い、対応も普段より丁寧に心がけました。給食が始まれば、嘔吐してしまう子がいないかハラハラしましたし、体育が始まれば少しの暑さでも体調不良者が出ないかグラウンドに目がいきましました。

中学生は1クラスなので、友人トラブルがあったりすると、教室に入りにくくなる生徒もいました。しか

し、高校生も3年間でずいぶん成長すると思っておりましたが、中学生はそれ以上に大きく、早く成長するのだと実感し、驚き、そして感心しました。

今年度からは中学3学年がそろい、保健室も附属中の養護教諭が配置され、2人体制となりました。

養護教諭不在で保健室を閉めることが少なくなりましたし、複数の生徒が来室したときには、同時に対応できるので、待たせることも減りました。また、緊急時には、1人は生徒について、1人は連絡調整など分担できます。

困ったことは相談し、協力しながら健康診断や救急処置などの対応ができることは、とても心強く、安心します。

今後もお互いの長所は伸ばし合い、足りないところは補い合いながら、2人体制の利点を保健室経営に活かしていけたらと思っています。

健 ～すこやかに～

つなぐ ～縦に横に～

那珂市立額田小学校 養護教諭 高畑 雅子

秋の気配に合わせてコロナの感染者数が減少傾向となり、ようやく第7波の出口かと感じるこの頃、3年振りに開催となったお祭りの話題に心とむと同時に、「もう3年経つのか。」とその時間の重みを感じていません。

茨城県養護教諭会会長在任中の令和2～3年度は、まさにコロナの闇の中。学校の一斉休校や研修会の中止という前例のない事態に、この先の研修会の運営について暗中模索する日々でした。しかし、ICT環境が急速に整えられ、会議や研修もオンライン形式やYouTubeを活用しながら徐々に再開。養護教諭会も令和2年12月に初めて動画視聴による研修会を実施して以降、今できる形での研修を企画してきました。さらに、新役員に引き継いだ令和4年8月はGoogleフォームを活用した会員参加型のシンポジウムを開催し、12月には昨年に引き続きライブ配信での研修会が予定されています。まずは、大きな感謝の言葉を関係の皆様にお伝えするとともに、少しでも進化した形で次に繋ぐこ

とができたことに安堵しています。

茨城県養護教諭会の会則には、その目的として「養護教諭の資質の向上」と並んで「会員相互の親睦を図り」とあります。コロナ以前、年間3回、水戸市とつくば市を会場に開催していた研修会は、資質の向上だけでなく、一人職として日々思い悩んでいることを伝え合い、お互いから新しい知恵を吸収し合う掛け替えのない場でもありました。現在はICTを通して交流することも可能ではありますが、集合型の研修会の再開を期待されている方も多いのではないのでしょうか。「〇年振り～」と言いながら会場で顔を合わせる日を待ち遠しく思います。

今後も、一人一人が新たな課題に向き合いながら、横に並んでつかんだ手と手をしっかり繋いで歩みを進めるとともに、会として、資質向上と親睦という大きな役割を繋いでいくことができるよう願って止みません。

事務局だより

◎ 令和4年度 茨城県「全国健康づくり推進学校表彰」

【最優秀校】 ○北茨城市立関本中学校

上記の学校を、日本学校保健会「全国健康づくり推進学校表彰」に推薦いたしました。

編集
後記

幾度と繰り返す新型コロナの流行の波の合間に、数年ぶりの行事や活動を再開した学校も増えてきました。子供たちに日常を取り戻していこうと進める中で、可能な限りの感染防止対策をしながらも、消えない不安を抱えている方も多いことと思います。そのような中で、不安を最小限に止めて日々の教育活動を進めていけるのは、専門的見地からご指導・ご助言くださる学校保健の専門家の先生方がいてくださるおかげです。改めて、学校保健活動を取り巻く皆様方のありがたさを感じます。

さて、本年度の会報「学校保健」（第66巻）をお届けします。この会報誌が皆様の執務の参考や励ましとなりましたら幸いに存じます。ご多用の中、玉稿を賜りました皆様方に、編集委員一同、心から厚く御礼申し上げます。

会報編集委員

枝川小	遠藤 愛美	水戸四中	黒澤 美香
陽光台小	大滝しのぶ	みなみ学園義務教育	五町 幸代
下館一高附属	武井 育代	水戸二高	萩庭 麻里
事務局	直江 克也	事務局	倉田 隆子